特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和8年10月22日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院措置を行い、入院に要する費用を徴収する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収に関する事務
③システムの名称	エクセル、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
精神措置入院公費負担関連業務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の22の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] なし [照会側] ・番号法第19条第8号　別表の22の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39、40の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県福祉部障害福祉課　029-301-3368

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県福祉部障害福祉課　029-301-3368

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を行っている。また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄　　等	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	措置入院患者等からの申告に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、精神措置入院公費負担関連業務ファイルへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力する仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属	障害福祉課長　高塚　和郎	障害福祉課長　松山　和規	事後	人事異動
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報	[提供側] ・番号法第19条第7号　別表第二の56の2の項	[提供側] なし	事後	主務省令改正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	2018/6/1	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	2018/6/1	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属	障害福祉課長　松山　和規	障害福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	2018/6/1	2019/6/1	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2018/6/1	2019/6/1	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/6/1	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/6/1	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	2020/6/1	2021/6/1	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2020/6/1	2021/6/1	事後	時点修正
令和4年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	時点修正
令和4年7月14日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	時点修正
令和4年7月14日	評価実施機関における担当部署	茨城県保健福祉部障害福祉課	茨城県福祉部障害福祉課	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報	[照会側] ・番号法第19条第7号　別表第二の22，23及び	[照会側] ・番号法第19条第8号　別表第二の22，23及び	事後	番号法改正
令和6年2月5日	Ⅰ関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県保健福祉部障害福祉課　029-301-3368	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県福祉部障害福祉課　029-301-3368	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	Ⅰ関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県保健福祉部障害福祉課　029-301-3368	〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県福祉部障害福祉課　029-301-3368	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条第1項　別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め	事後	番号法改正 主務省令改正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情	[照会側] ・番号法第19条第8号　別表第二の22，23及び	[照会側] ・番号法第19条第8号　別表の22の項	事後	番号法改正 主務省令改正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネット	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　3. 特定個人情報の使用　目的を超えた紐	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　3. 特定個人情報の使用　権限のない者	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	[○]委託しない	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　6. 情報提供ネットワークシステムとの接	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　7. 特定個人情報の保管・消去　特定個人	特に力を入れている	十分である	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8. 人手を介在させる作業	－	2)十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8. 人手を介在させる作業　判断の根拠	－	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を行っている。また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申告書等（USBメモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申告書の廃棄　　等	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　10. 従業員に対する教育・啓発　従業者に	特に力を入れている	十分に行っている	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策　判断の根拠	―	措置入院患者等からの申告に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、精神措置入院公費負担関連業務ファイルへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力する仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月2日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第41条、42条	・番号法第9条第1項　別表の22の項	事後	主務省令改正
令和7年10月2日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号　別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表39、40の項	[照会側] ・番号法第19条第8号　別表の22の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39、40の項	事後	主務省令改正
令和7年10月2日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年7月1日　時点	事後	時点修正
令和7年10月2日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年7月1日　時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和7年7月1日　時点	令和8年8月1日　時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年7月1日　時点	令和8年8月1日　時点	事後	時点修正